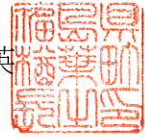


3 檜安第 3 0 2 号
令和 3 年 6 月 1 6 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

檜葉町長 松本 幸英



福島第二原子力発電所の廃止措置の実施に係る
事前了解について（回答）

「東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」第 3 条に基づき令和 2 年 5 月 29 日付けで提出がありましたこのことについて、下記事項を付して了解します。

記

1 安全確保の徹底

廃止措置の実施にあたっては、社内組織の意識改革を図り、あらゆる事象に適切に対応できる体制を再構築したうえで、住民の安全確保及び周辺環境への影響防止を最優先に進めること。

2 使用済燃料等の取り扱い

貯蔵中の使用済燃料について、安全管理を徹底し、県外への全量搬出の取組を確実に進めるとともに、放射性廃棄物の処分について責任をもって取り組み、早期に方向性を示すこと。

3 地域の振興への積極的な関与

廃炉工程において地元企業の参画を積極的に進めるとともに、町が推進する事業に率先して関与し、地域の振興と活性化に取り組むこと。

4 わかりやすい情報の発信

廃止措置の進捗状況等に関する情報を迅速、正確に発信することはもとより、信用性をもって受け取られるよう常に透明性を保ち、多くの人が関心を持てるわかりやすい広報を行うこと。